

# 沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例

平成10年3月31日

条例第14号

改正 平成17年3月31日条例第20号

平成26年3月31日条例第11号

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 平和でみどり豊かな潤いに満ちた環境を創出し、次の世代に引き継ぐことを目的に開催された第44回全国植樹祭の意義を踏まえ、緑化推進の拠点及び平和への思いを新たにす場とするため、沖縄県平和創造の森公園(以下「公園」という。)を設置する。

(位置)

第2条 公園の位置は、糸満市とする。

(公園の管理)

第3条 公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

追加〔平成17年条例20号〕

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第10条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第13条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務

(2) 第14条の規定による利用料金の収受に関する業務、第15条の規定による利用料金の減免に関する業務、第16条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務

(3) 公園の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、公園の管理運営に関して知事が必要と認める業務

追加〔平成17年条例20号〕

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添えて、知事に提出しなければならない。

追加〔平成17年条例20号〕

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に公園の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公園の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

追加〔平成17年条例20号〕

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

追加〔平成17年条例20号〕

(休園日)

第8条 公園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 定期休園日 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(元日を除く。))又は沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休日でない日)
- (2) 年始休園日 1月1日から同月3日まで
- (3) 年末休園日 12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休園日に開園し、又は休園日以外の日に休園することができる。

追加〔平成17年条例20号〕

(開園時間)

第9条 公園の開園時間は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から8月31日までの期間 午前9時から午後6時30分まで
- (2) 前号の期間以外の期間 午前9時から午後5時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に前項の開園時間を変更することができる。

追加〔平成17年条例20号〕

(利用の許可)

第10条 公園の施設のうち多目的広場の全部又は一部を専用利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、公園の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

一部改正〔平成17年条例20号〕

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

追加〔平成17年条例20号〕

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

一部改正〔平成17年条例20号〕

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

追加〔平成17年条例20号〕

(利用料金)

第14条 別表に掲げる公園の施設を利用する者は、当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

- 3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

追加〔平成17年条例20号〕

（利用料金の減免）

第15条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成17年条例20号〕

（利用料金の返還）

第16条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められるときは、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

追加〔平成17年条例20号〕

（利用の禁止又は制限）

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公園の利用を拒否することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者
  - (2) 公園の施設等を損傷するおそれがある者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、公園の管理上公園を利用させることが適当でない者
- 2 指定管理者は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めるとき、又は公園に関する工事のためやむを得ないと認めるときは、公園を保全し、又は公園を利用する者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

追加〔平成17年条例20号〕

（損害の賠償）

第18条 公園を利用する者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成17年条例20号〕

（事業報告書の提出）

第19条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

追加〔平成17年条例20号〕

（規則への委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、公園の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例20号〕

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- （準備行為）
- 2 改正後の第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第5条及び第6条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成26年3月31日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

施設	区分	基準額
----	----	-----

広場休憩所	シャワー	1人1回につき100円
多目的広場	児童・生徒が利用する場合	1面1時間につき250円
	一般・学生が利用する場合	1面1時間につき510円

備考

- 1 利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 「児童・生徒」とは、就学前の幼児、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とは、それ以外の者をいう。  
全部改正〔平成17年条例20号〕、一部改正〔平成26年条例11号〕